



Building a better  
working world

## 税務アップデート

2021 年 5 月

### 本アップデートの内容:

- ▶ 事業登録税の徵収に関する規則と手続
- ▶ E コマースにおける VAT の導入

### 事業登録税(Patent tax)の徵収に関する規則と手続

(2021 年 3 月 26 日付 経済財政省 (Ministry of Economy and Finance、以下「MEF」) 省令第 193 号)

本省令は、事業登録税の管理と徵収について、以下のような更なる指針と明確化を目的としています。

- ▶ 異なる複数の事業活動を行う納税者は、事業活動の数に応じて事業登録税を支払う必要があります。
- ▶ 他の事業活動に関する活動は、一つの事業活動とみなされ、一つの事業登録税のみが課せられます。例えば、コンピュータ、コンピュータソフトウェア、ゲーム機器やコンソール、携帯電話やその他の電子機器を売買する事業活動を営む企業は、これらの活動が同一の納税者の直接管理下で、同一の場所で行われている場合、「コンピュータおよび電子機器の売買」という一つの事業活動のカテゴリーとみなすことができます。

- ▶ 同一の事業活動のための主要な事業所、本社、支店、倉庫、工場を同一の都市または州にもつ納税者は、一つの事業登録税のみを支払います。一方、納税者が異なる都市や州で事業を行っている場合は、同じ事業活動に対して追加の事業登録税を支払う必要があります。

事業登録税の支払いは、以下のように決定されます。

- ▶ 小規模納税者は、年間 400,000 リエルの事業登録税を支払う。
- ▶ 中規模納税者は、年間 1,200,000 リエルの事業登録税を支払う。
- ▶ 大規模納税者は以下の通り。
  - ▶ 年間 3,000,000 リエルの事業登録税を支払う。
  - ▶ 売上高が 100 億リエル以上の場合、年間 5,000,000 リエルの事業登録税を支払う。
  - ▶ 大規模納税者は、同一事業活動のための支店、倉庫、工場、作業場が異なる都市・州にある場合、それらの事業活動の都市・州が運営している各事業活動に対して最低限の事業登録税を支払わなければならない。

納税者は、有効な事業登録税証明書を事業活動の場に表示する義務があります。必要な事業登録税証明書を掲示しない納税者は、租税法第 128 条および第 133 条に基づいて、税法の履行妨害として罰せられます。

また、本省令は、事業の閉鎖または休業を要請する企業に対して、以下のような更なる指針を示しています。

- ▶ 閉鎖または休業の申請が課税年度の前半の 6 ヶ月内である場合、現行の事業登録税の半額が課税されます。
- ▶ 閉鎖または休業の申請が課税年度の後半の 6 ヶ月内である場合、現行の事業登録税の全額が課税されます。

なお、既に支払われた事業登録税は還付されません。

## E コマースにおける VAT の導入

(2021 年 4 月 8 日付 カンボジア王国政府 (Royal Government of Cambodia) 政令 第 65 号)

本政令は、カンボジアに恒久的施設(PE)を持たない非居住納稅者が、電子システムを介してカンボジア国内でデジタルの商品やサービスを提供する際の VAT の導入に関する特別な条件を定め、そのメカニズムを提供するものです。

本政令は、カンボジアに PE を持たない非居住納稅者が、海外からデジタルの商品やサービス、その他の E コマースをカンボジアに提供する場合に適用されます。

本政令に基づく E コマースに対する VAT 導入の詳細な規定および手続は、MEF によって定められます。

### 本政令における重要な用語の定義:

- ▶ 企業間取引(B2B):ある企業から別の企業への商品またはサービスの提供
- ▶ 企業対消費者間取引(B2C):企業から消費者への商品またはサービスの提供
- ▶ デジタル商品:電子システムを通じて購入、供給、配布される無形の商品
- ▶ デジタルサービス:電子システムを通じて提供されるサービス
- ▶ E コマース:電子システムを介したビジネスまたは民間活動を含む、商品またはサービスの購入、販売、賃貸、交換の活動。E コマースは本政令内のリストに限定されない。詳細は本政令に添付の付録を参照。
- ▶ リバース・チャージ・メカニズム:デジタルの商品やサービスの購入者が、供給者に代わって VAT を支払うために使用するメカニズム
- ▶ 居住納稅者:カンボジアで法的に登録され、E コマース活動を行っているか、事業を運営している納稅者
- ▶ 非居住納稅者:居住納稅者ではなく、電子システムを通じてカンボジアでデジタルの商品やサービスを供給する納稅者

### E コマースのための租税総局(General Department of Taxation、以下「GDT」)への事業登録:

カンボジアで E コマースを行っているが、カンボジアに PE を持たない非居住納稅者は、MEF の省令に規定された納稅者の分類に基づいて GDT に登録しなければなりません。この登録は VAT のみを目的としています。

## **B2C における商品やサービスの提供**

カンボジアの消費者にデジタルの商品やサービス、その他の E コマース活動を提供する非居住納稅者は、VAT の支払いが完了した月の翌月 20 日までに VAT 申告書を提出し、GDT に VAT を支払う必要があります。

## **B2B における商品やサービスの提供**

居住者である納稅者は、非居住者である納稅者からデジタルの商品やサービス、その他の E コマース活動を購入する場合、リバース・チャージのメカニズムによって、供給者に代わって VAT を徵収する必要があります。居住者である納稅者は、VAT 申告書を提出し、適用される VAT の額を GDT に納税しなければなりません。

さらに、非居住者である納稅者に代わって徵収した VAT は、税法に基づいて VAT クレジットとして利用することができます。

## Contacts

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young (Cambodia) Ltd for more information on this update or the Tax Services:

**Robert King | Partner | Indochina Tax Leader**  
robert.m.king@vn.ey.com

**Brendan Jame Lalor | Director**  
brendan.james.lalor@kh.ey.com

**Reangsey Darith Touch | Director**  
reangsey.touch@kh.ey.com

**Tepwinuth Chhim | Senior Manager**  
tepwinuth.chhim@kh.ey.com

**小野瀬 貴久 | Partner**  
takahisa.onose@vn.ey.com

**清水 裕介 | Manager**  
yusuke.shimizu@kh.ey.com

**Ernst & Young (Cambodia) Ltd.**  
5th Floor, Emerald Building  
#64 Norodom Boulevard corner Street 178  
Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh  
12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia  
Tel: +855 23 860 450/451  
Fax: +855 23 217 805

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2021 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

All Rights Reserved.

APAC No. 02040501

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/en\\_kh](http://ey.com/en_kh)